

京都市長

松井孝治 様

**2025年度**

**京都市予算編成に対する要求書**

2024年11月

日本共産党京都市会議員団

## 2025年度京都市予算編成に対する要求書の提出にあたって

2024年11月

日本共産党京都市会議員団

団長 西野 さち子

2025年度京都市予算編成にあたり、日本共産党京都市会議員団の要求書を提出します。

京都市の予算の課題には、京都市だけで解決できるものではなく、国の制度や予算が大きく影響することから、国に改善を求めるべき要望も多く含まれています。

所得の低い人ほど負担が重い消費税は社会保障の財源として相応しくなく、減税や物価高騰対策の強化が求められています。昨年から導入されたインボイス制度は、フリーランスや零細業者を廃業に追い込むものであり、廃止すべきです。物価高騰に見合う賃金の引き上げの対策も必要です。

社会保障分野においては、被保険者や利用者をはじめ、自治体負担を増やすことのないように財政措置を講じることが必要です。とりわけ、介護保険制度は、利用料の2割負担の対象拡大や要介護度1・2の生活援助等を保険給付から外すこと、保険料納付年齢の引き下げや利用開始年齢の引き上げなどが引き続き検討されています。削減された訪問介護報酬の引き上げも喫緊の課題です。さらに障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」は憲法の理念に反するものであり、速やかにやめるべきです。

農業においては、夏のコメ不足による問題が生じ、国の農業政策として、食料自給率を設定し、主食である米の需給政策をしっかりとち、後継者育成支援を強めることが求められています。

これら市民の切実な願いについて、自治体として、市民の立場で国に対して、要望をしていただきたいと思います。

来年度の予算の個別の要望においては、3年連続黒字決算であることに鑑み、物価高騰などで苦しむ市民の暮らしへの支援を強化すること、京都市「行財政改革計画」のもと、市民負担の増大と市職員の削減、公有財産の売却などにより公共の役割を大きく後退させてきたことについて、計画の見直しと改善をおこなうこと、国の制度の不十分な点を補い、京都市独自の施策として、市民の暮らしを応援する予算とすることを求めます。

以上

# 目 次

1	自治体の公的責任の発揮を	1
2	複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に	2
	◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を	2
	◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを	3
3	気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を	4
	◆環境対策とごみ減量推進を	5
4	福祉・医療の充実を	5
	◆医療・公衆衛生の充実を	5
	◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を	6
	◆障害者福祉の充実を	7
	◆生活保護・生活支援の充実を	8
5	保育・子育て支援の充実を	9
6	競争と格差拡大の教育を改め、全ての子どもの発達を保障する教育を	11
7	市民の暮らし・営業を守る市政運営を	13
	◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と、雇用・労働対策の強化を	13
	◆農林業の振興を	15
8	ジェンダー平等社会の実現をめざして	16
9	青年がいきいきと住み続けられる京都市を	18
10	文化・芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を	19
11	平和行政、人権保障と公正な市政運営を	20
12	安心して住み続けられるまちづくりを	21
13	大型公共工事を見直し、生活道路優先の道路環境整備を	23
14	いのちの水を守る上下水道事業の充実を	24
15	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること	25
	◆市バス・地下鉄の改善を	25

# 2025年度要求

☆は新規要求項目

## 1 自治体の公的責任の発揮を

- ① 「京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例」は、財政民主主義に反するものであり撤回すること。
- ② 2022年度に行われた公の施設の使用料の値上げは、施設の公共性や公益性を投げ出すものであり、撤回すること。値上げした料金は元に戻すこと。公の施設へのコスト揭示をやめること。
- ③ 投資的経費についての中期財政収支試算の規模設定を引き下げ、充分精査すること。
- ④ 自治体の独自施策を困難にし、個人情報をも民間に提供し、行政の一元的管理を進める「自治体システムの標準化」は、国に撤回を求めること。
- ⑤ 公共施設を減らすことを前提とした「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」は撤回し公的責任を果たすこと。
- ⑥ 市民の財産である公有財産については売却・貸付ありきの方針を見直し、住民の声を聞き、住民のために活用する計画とすること。以下の項目について見直すこと。

☆・学校跡地の民間活用

- ・市立芸大跡地の売却

☆・東部クリーンセンター跡地、石田小学校跡地（予定）の売却

- ⑦ 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員、再任用職員については賃金の底上げを図ること。会計年度任用職員は公募を廃止し、公務人材確保の観点からも再度任用の際に原則として雇用を継続すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。
- ⑧ 法の趣旨に基づき、障害者法定雇用率を達成すること。市として障害種別問わず雇用を創出し働く権利を広く保障すること。
- ⑨ 公的責任を放棄し、住民サービス後退につながる指定管理者制度の導入は行わないこと。現在、導入している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。労働者の労働条件の抜本的改善ができるよう見直すこと。利用料金制度をやめること。
- ⑩ 地方交付税の必要な財源を確保するよう強力に国に求めること。
- ⑪ 個人市民税の累進制の復活と法人市民税の累進制の強化を国に求めること。法人市民税の法人税割を法定上限の8.4%まで引き上げること。均等割について資本金10億円以上の法人にかかる税率を現在の1.2倍とすること。
- ☆⑫ 宿泊税については免税点を設定し、応能負担を強化すること。

- ⑬ 本市独自の個人市民税均等割減免制度の廃止は撤回すること。
- ⑭ 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。納税が困難な市民の視点に立ち、分納等個々の実情に応じて対応すること。
- ⑮ 集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。
- ⑯ マイナンバー制度の推進はやめること。マイナンバーを公的書類の要件にしないこと。
- ⑰ 北陸新幹線京都延伸計画については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小・廃止につながることで、地下水や自然環境、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。市は計画推進の立場を転換し、国に延伸計画を中止するよう求めること。
- ⑱ 社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国並びにJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。
- ⑲ 大阪・関西万博は、カジノ・IR誘致計画が目的であり、建設の遅れや工事費の膨張、万博工事現場でメタンガス爆発も発生しており、今からでも万博中止を求めること。万博関連予算は撤回すること。

## 2 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に

### ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

- ⑳ 被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図るよう国に求めること。
- ㉑ 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置する職員を確保するためにも、集約された業務(保健所や税など)を区役所に戻し、区役所の日常的な機能を充実させること。
- ㉒ 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境改善を図ること。
  - ・京都市備蓄計画の備蓄目標数を早期に達成すること。避難所運営用資機材及びダンボールベッドやプライバシー保護用機器等の目標数を設定すること。
  - ・災害用マンホールトイレを抜本的に拡充すること。
  - ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については、区域外に確保すること。
- ㉓ 近年、市内全域で局地的災害が増えていることを踏まえ、「京都市被災者住宅再建等

支援制度」の独自適用を復活させること。

- ②④ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談体制を確保するとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助制度を創設すること。
- ②⑤ 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充すること。

#### ◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを

- ②⑥ 広域化に繋がる消防指令センターの共同運用はやめること。
- ②⑦ 消防職員の2交替制はやめ、3交替制に戻すこと。人員・装備の両面で常備消防体制を増強すること。
- ②⑧ 自主防災会への助成金の年間5万円の上限枠を撤廃し、組織規模に応じて必要額を保障すること。
- ②⑨ 消防団員、水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。
- ③⑩ 防災・減災の観点から、これまで以上に国や府と連携し、速やかに倒木の撤去、急傾斜地・崩落危険箇所の対策を具体化すること。
- ③⑪ 都市流域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう国の責任で職員配置をするよう求めること。淀川水系流域河川治水計画についても運用方法の再検討、河道内の掘削、護岸工事で堤防強化になるよう管理者に求めること。
- ③⑫ 豪雨対策については、近年の気候危機に対応して以下の点を強化すること。
  - ・土砂災害を防止するため、砂防ダムの設置や治山対策の強化を京都府に求めること。
  - ・国・府と協議を行い、浚渫を強化すること。流木や土砂の流入を防ぎ、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。
  - ・災害時の体制を強化するため、土木みどり事務所、上下水道局等の職員を増員すること。集約化した下水道管路管理センターを元に戻すこと。排水機場を直営に戻し、体制を強化すること。
  - ・公園や学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯留する施設などを計画的に増設すること。
- ③⑬ 国の規制強化に沿い、市土砂条例を改正し、規制対象面積を3000㎡以上から500㎡以上に強化すること。公共事業についても土地の埋立等の許可対象とすること。
- ③⑭ 市独自で全ての盛土、切土や建設残土等の調査を行い、災害を未然に防ぐ対策をとること。
- ③⑮ 大岩山について、事業者による是正工事は完了したが、全量撤去がされていないため、今後も定期的に立ち入り調査を行うこと。定期的モニタリング結果を公表すること。

- ③⑥ 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ③⑦ 公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。
- ③⑧ 新「耐震改修促進計画」の2025年耐震化率95%目標を必ず達成すること。
- ③⑨ 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅耐震・防火改修支援事業を活用した住宅の耐震化を進めるとともに、より対象を幅広くした住宅改修助成制度を創設すること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。
- ④⑩ 橋梁の耐震補強・老朽化修繕の計画を着実に推進していくこと。道路のり面の維持・保全についても計画箇所を早期に完了させること。
- ④⑪ 山間部の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。

### 3 気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を

- ④② 現状の温暖化対策のままでは気候危機の加速をくいとめることはできないことから、温室効果ガス排出量削減の中間目標を2030年60%以上削減（2013年比）に引き上げること。2035年75%から80%削減の目標を新設し、バックキャスティング（逆算方式）で計画を抜本的に見直し、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ目標を前倒しで達成すること。
- ④③ 地産地消型・分散型の再生可能エネルギーの普及を強化し、その比率を飛躍的に高めること。少なくとも公共施設・市営住宅のRE100（再エネ、省エネ、断熱化100%）化をすすめること。RE100の観点から、ZEH・ZEB基準を最高水準に引き上げること。
- ④④ 太陽光発電等設置補助金を復活すること。
- ④⑤ 市はただちに原発ゼロの立場に立つこと。国に対して、原子力と石炭火力から直ちに脱却し、再生可能エネルギーを優先する基本計画に見直すよう求めること。国・関西電力に対し、高浜原発1・2・3・4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の稼働停止を求めること。
- ④⑥ 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。
  - ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。
  - ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、国だけではなく、関西電力にも求めること。
  - ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布はUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。
  - ・国の指針で削除された避難所の事前モニタリング（汚染状況の確認）、簡易除染は必要であり、市として独自の基準を設けること。

## ◆環境対策とごみ減量推進を

- ④7 ゴミ収集業務の75%民間委託化及びクリーンセンター運転監視業務民間委託方針は撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用計画を拡充すること。
- ④8 ごみゼロ社会をめざすことを宣言し、以下の内容に取り組むこと。
  - OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対して早期導入を図るよう引き続き要望すること。他都市、業者、住民団体と協同して京都市主導のモデル事業を実施すること。
  - かん・びん・ペットボトルの混合収集を改め、分別品目を拡大すること。電池など全地下鉄駅で拠点回収実施すること。
  - 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。
- ☆・市民の要望があるところでは、個別ごみ収集の検討・実施をすすめること。
- ☆・生ゴミの堆肥化を推進すること。
- ④9 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。
- ☆⑤0 河川のPFAS調査を徹底し水質管理に万全を期すこと。淀川をはじめ河川の水質検査、農業用水の検査箇所を増やすこと。国に対してPFASの規制基準を強化するよう求めること。

## 4 福祉・医療の充実を

### ◆医療・公衆衛生の充実を

- ⑤1 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図るとともに、地区医師会との連携を強化すること。正規職員の増員をはかり、保健所体制を抜本的に拡充すること。
- ☆⑤2 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスターや高齢者の重症化を防ぐために、検査キット確保のための補助を行うこと。
- ☆⑤3 新型コロナウイルス感染症の後遺症に苦しむ市民への相談窓口を設置し、情報提供を行う等の対策を講じること。ワクチンによる効果と副反応に関する情報発信につとめること。
- ☆⑤4 高齢者のインフルエンザ、新型コロナワクチン予防接種料金の減免制度は、非課税世帯を無料にすること。高額な検査、コロナ治療薬への補助を国に求めること。
- ☆⑤5 帯状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること。
- ⑤6 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。



- ⑤7 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の資格確認書はすべての被保険者に発行すること。
- ⑤8 国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。
- ・国に対してマイナ保険証の強制及び保険証廃止方針の撤回を求めること。
  - ・18歳以下の均等割を免除すること。
  - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
  - ・特定健診の各医療機関の受診枠を増やすこと。
  - ・国民健康保険の傷病手当を創設するよう国に求めること。対象をすべての被保険者とする。
- ⑤9 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。
- ⑥0 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を2014年度に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑥1 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。
- ・第4期京都市立病院機構中期計画における京北病院の在り方についてはパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く聴取し検討すること。
  - ・病院施設の老朽化による雨漏りや洋式トイレ等のバリアフリー化については、あり方検討会の結論を待たず、早急に改善をすること。
- ☆・病院職員や市立学校職員、出張所職員などの人員体制の確保のために、関係部局が協力し、市職員寮などの施設を京北地域に完備すること。
- ・市立病院への受診や検査などの為の送迎体制は、バスの便数を増やすこと。
  - ・市立病院・京北病院で無料低額診療事業を行うこと。
- ⑥2 薬物・アルコール・ギャンブル・ゲーム・ネット依存症等への対策と、民間更生団体への支援を強化すること。断酒会等の自助グループの活動が維持・継続できるように、ひとまち交流館の施設使用料等の補助を行うこと。
- ☆⑥3 化学物質過敏症、香害問題について実態調査を実施し、情報発信、学校でも定量調査を行うこと。相談窓口を設置すること。
- ☆⑥4 保険年金課の集約化と民間委託化は行わないこと。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑥5 高齢者・障害者等の施設入所者が入院した場合の施設の空床補償制度をつくること。
- ⑥6 敬老乗車証制度の対象年齢、負担金、所得基準を2021年度基準に戻すこと。全ての地域で民間バス・鉄道を含め共通化すること。
- ⑥7 京都市独自の介護保険料・利用料の負担軽減措置の拡充を図ること。

- ⑥8 介護認定給付業務の民間委託をやめ、直営に戻すこと。
- ⑥9 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
- ☆・認定調査は申請後すぐに実施できるようにすること。
  - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
  - ・相談件数の増加等ますます役割が重要となり、多忙化する業務に対応するため、すべての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。
  - ・緊急ショートステイ事業の対象を、認知症や虐待に限らず、以前のように家族の葬祭等でも可能とし、家族の介護負担の軽減に寄与する制度に戻すこと。
- ⑦0 約4割の人が他都市に入所している現状を改め、養護老人ホームは、市民が求める市内での入所が可能となるように増設・充実すること。
- ⑦1 介護労働者の処遇改善のために補助金など、市独自の対策を行うこと。
- ⑦2 後期高齢者医療における保険料滞納者への差し押さえはやめること。
- ⑦3 加齢性難聴等に対する補聴器の購入補助を京都府と連携し、おこなうこと。
- ⑦4 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。

#### ◆障害者福祉の充実を

- ⑦5 「京都市こころのふれあい交流サロン」事業については、閉鎖されたサロンを復活し、より多くの方が利用しやすいように各行政区に独立したサロンとして設置すること。専門の職員を配置すること。
- ⑦6 ライトハウス等への運営費補助金削減を元に戻すこと。
- ⑦7 介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用についてさらに周知するとともに、その条件を大幅に緩和すること。
- ⑦8 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について、精神障害者をただちに2級まで対象とすること。速やかにすべての障害について3級まで対象を拡大すること。
- ⑦9 障害者の入所施設やグループホーム、短期入所枠は、不足している実態をふまえ、公的責任で早期に増設すること。
- ⑧0 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象に日常生活に欠かせないパソコンや視覚障害者用音声ソフト、停電時に必要な非常用電源等を加えること。
- ⑧1 障害者スポーツ施設を増設すること。値上げされた利用料・使用料を元に戻すこと。
- ⑧2 聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者の養成を促進するとともに、手話通訳の派遣の要望にこたえられるよう報酬をさらに引き上げること。
- ⑧3 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にすること。
- ⑧4 福祉タクシーのチケットについては、タクシー料金の値上げを反映し、交付枚数を増やすこと。

⑧5 重度障害者利用事業所支援補助金は、2020年度の水準に戻すこと。

## ◆生活保護・生活支援の充実を

⑧6 中央斎場は直営を堅持すること。委託された受付・ホール部門を直営に戻すこと。  
衛生作業員不補充を撤回し、新規採用すること。

☆⑧7 「京都市ケアラー支援条例」に基づき、相談窓口の設置や専門家の配置など、あらゆるケアラーへの支援の具体化をすすめること。

☆⑧8 年金等の増額により、介護保険の負担割合等の市民負担の増大となっている福祉関連事業の実態を把握し、独自の支援対策をとること。

⑧9 憲法25条に基づく生活保護行政について、以下の改善を図ること。

- ・引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を引き上げるよう国に強く求めること。
- ・「生活保護の申請は市民の権利です」と市民誰もが利用できる制度であることをポスターやテレビなどで繰り返し周知徹底、広報すること。相談者には申請の希望の有無を確認すること。
- ・保護申請の障害となる扶養照会を行わないこと。
- ・老齢加算の復活を国に求めること。
- ・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。緊急時においてもケースワーカーが受け持ちの世帯への対応を最優先できるよう体制をとること。
- ・生活福祉課への福祉職の配置率を高めること。憲法第25条の理念に則って生活保護行政が行えるよう職員教育を充実させること。市民の権利を守るケースワーク技術の蓄積と継承が図れる体制とすること。
- ・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。すべての利用者がエアコン設置・修理できるよう国に要望すること。市独自の補助を行うこと。
- ・経済的理由により大学等進学をあきらめることがないように、高校進学と同様に大学等進学の際にも、生活保護の対象となるよう国に求めること。
- ・加齢性難聴の補聴器を治療材料として給付するよう、ひきつづき国に求めること。

⑨0 ホームレスの生活を保障するとともに、自立支援を強化すること。

- ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- ・緊急一時宿泊事業については、利用者の人権が保障され、必要とする全ての人ができるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備をすすめること。行政の責任で入居者が当面生活を営むための必要経費を支給すること。

⑨1 休止された中央保護所を再設置し、機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で設置し、地域住民の理解が得られるようにすること。

⑨2 市営葬儀事業を復活させること。深草墓園納骨料を引き下げること。

⑨3 夏季歳末生活資金貸付事業を復活し、要件の緩和や貸付限度額の生活実態に応じた

引上げ等、改善を図り、通年化すること。生活保護受給者も対象とすること。

## 5 保育・子育て支援の充実を

- ⑨4 本市として子どもの権利を明記した「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。  
子どもの権利救済機関を設けること。
- ⑨5 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として18歳まで無料にすること。
- ⑨6 学童う歯対策事業を無料で継続すること。
- ⑨7 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。
- ⑨8 0～2歳児の保育料値上げ方針は撤回すること。
- ☆⑨9 保育園でも3歳の誕生月から保育料を無償にすること。
- ⑩0 0～2歳児も含め保育の完全無償化を国に求めること。第2子以降の保育料無償化を早急に実施すること。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者の過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。
- ⑩1 保育施設における給食費は公費負担にすること。
- ⑩2 市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営聚楽保育所は新規入所を再開すること。
- ⑩3 民間保育園等人件費等補助金については、削減した補助金を元に戻し、実態に合わせてさらに拡充すること。
  - ・国が保育士等の処遇改善を行った場合には、相当分を補助金に上乗せすること。
  - ・保育士の処遇については、平均経験年数の上限を撤廃し、経験年数に応じた昇給財源を保障すること。市独自の給与単価を引き上げるなど補助上限額を引き上げることで、公民格差の是正を実現すること。
- ☆・障がい児保育対策とともに配慮の必要な子どもに対する人員配置の充実をはかること。
- ☆・保育士等だけでなく給食担当者及び事務職員の人件費単価の充実をはかること。
- ⑩4 保育士配置基準の引き上げを国に求めるとともに、本市の基準を引き上げること。  
また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめ、元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ☆⑩5 民間保育園の設備の更新や中規模の修繕工事を可能とする制度を確立すること。修繕工事に伴う借入金の返済を行えるような制度を創設すること。
- ⑩6 保育士の宿舍借り上げ事業、キャリアアップ研修、就職フェアなど認可保育所等への支援については、小規模保育事業も対象とすること。
- ⑩7 民間保育園でのプール事故防止のため、監視員が配置できるよう市が財源を保障すること。
- ☆⑩8 一時保育はより使いやすくなるように拡充すること。保育士の配置についても拡

充すること。

- ☆<sup>109</sup> こどもにも保育士にも負担が大きい「こども誰でも通園制度」ではなく、希望する誰もが安心・安全な質の高い保育を定期利用できるよう、配置基準をさらに引き上げ、職員の処遇改善や条件整備を国に強く求めること。
- ⑩ 民間社会福祉施設にも産休病休等の代替職員が雇用できるよう補助を行うこと。京都市民間社会福祉施設職員メンタル相談室の対象施設に児童館・学童保育所も入れること。
- ⑪ 学童保育の利用料を引き下げること。応益負担を撤回すること。
- ⑫ 学童保育は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく以下のように改善すること。
- ・大規模学童保育所、施設外クラスは分割し、新たに独立した学童保育所を設置すること。
  - ・全学区に独立して設置すること。放課後ほっと広場は、学童保育として設置すること。
  - ・設置基準の算定基礎となる「児童の数」は登録児童数とすること。
  - ・支援の単位ごとに複数の専任職員を正規職員で配置すること。
  - ・設置基準については国に拡充を求めること。
- ⑬ 共同学童保育を含む「地域学童クラブ事業」に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。
- ⑭ 児童館担当職員、学童保育担当職員、放課後ほっと広場担当職員すべてに対する賃金・処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加配制度を設けること。運営については、指定管理者制度ではなく、社会福祉法人等非営利民間事業所への委託事業とすること。
- ⑮ 児童館と学童保育職員の処遇改善については、京都府労働委員会の命令に従い、労働組合との団体交渉に応じること。
- ⑯ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。
- ⑰ 放課後等デイサービスを利用する就学児の利用者負担を引き下げること。
- ⑱ 児童発達支援センター利用者への食費にかかる保護者負担をやめること。
- ⑲ ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げなど、生活支援を強めること。
- ⑳ 生活困窮世帯、ひとり親世帯の子ども・若者への学習支援を一層拡充すること。
- ㉑ 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を増額し、拡充すること。
- ㉒ 虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増加している実態に鑑み、児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げること。賃金・労働条件の抜本的改善を図ること。小規模型施設にも夜間業務に係る2名分の人件費補助を行うこと。被虐待児受入れ加算は1年ではなく、継続して実施するよう国に求めること。

- ⑫③ 「こんにちは赤ちゃん事業」を担っている助産師等の報酬を専門性に見合った額に引き上げること。
- ⑫④ 乳幼児健診については、早期療育の観点から3歳児健診の時期を早め、5歳児健診も実施すること。
- ⑫⑤ 現在10カ月待ちとなっている発達診断の待機を解消するため体制の拡充等対策を図ること。
- ⑫⑥ 発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。
- ⑫⑦ 京都市としてプレイパーク事業を実施し、専任のプレイリーダーを雇用し、公園や里山の整備を行うなど、プレイパークの箇所数を増やすこと。

## 6 競争と格差拡大の教育を改め、全ての子どもの発達を保障する教育を

- ⑫⑧ 遠距離通学費については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とし、無償化に取り組むこと。
- ⑫⑨ 就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げるとともに、援助額を増額すること。就学援助項目を拡大すること。多子加算(18歳未満の子が3人であれば23万円、以後1人増すごとに23万円加算)の18歳未満を22歳未満に引き上げること。
- ⑫⑩ 義務教育に係る副教材や修学旅行費等は無償とすること。
- ⑫⑪ 高校教育の完全無償化を国に求めること。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。
- ⑫⑫ 京都市における学校給食を次のように改善すること。
  - ・小中学生の給食費は無償とすること。国・府への要望を強めるとともに、市独自でも取り組むこと。給食を選択していない家庭には現金給付を行うこと。
  - ・全員制中学校給食の実施にあたっては、巨大給食センターや民間調理業者の活用ではなく、学校調理方式で行うこと。
- ☆ 調理業務の民間委託はやめ、直営とすること。
  - ・児童・生徒一人ひとりへの丁寧な栄養指導、食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく、1校1名の配置を行うこと。
  - ・学校給食の地域区分数を増やし、府内産も含めて地消地産を進め、有機農産物の採用等、安全な学校給食を実施すること。給食のパンや食材の小麦は国産の使用を拡大すること。
  - ・避難住民の避難所における適切な食事の確保のために、学校の給食施設を活用すること。避難所となる中学校にも給食施設を設置すること。
- ⑫⑬ 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修、炊き出しで使える給食施設建設等を行い、避難場所をはじめとする地元活用施設として維持・管理を行うこと。

- ☆⑬④ 塔南高校第一グラウンド跡地・第二グラウンド跡地は、スポーツのできる公共施設として、一般利用ができるようにすること。
- ⑬⑤ 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。
- ・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。
  - ・学校経常運営費を増額すること。
  - ・全ての市立学校の普通教室・特別教室及び体育館において、エアコン設置とともに断熱化に取り組むこと。その際、PFI手法は取らないこと。
  - ・全ての市立学校の図書館に、専任の司書を配置すること。
  - ・老朽化したトイレの洋式化、快適化の整備事業を早期に完了すること。全ての市立学校の女子トイレに生理用品を設置すること。
- ⑬⑥ スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し配置日数を増やすこと。
- ⑬⑦ 学校の中に不登校及びその傾向のある児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、専任の教職員を配置すること。フリースクールを利用する場合の保護者負担軽減を図ること。
- ⑬⑧ 適正規模を超える学校は新設を図るなど早急に解消すること。とりわけ規模の大きい神川中学校については、すみやかに学校の分離新設を図ること。
- ⑬⑨ 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。
- ⑬⑩ 教員不足が生じていることを踏まえ、正規の教員の採用をふやすこと。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善を行うこと。教職員の時間外労働の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。
- ⑬⑪ 憲法に保障された内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。
- ⑬⑫ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ⑬⑬ 育成学級の編成基準については、通常学級の複式編成と同様に、児童生徒の発達段階の差を加味して2学年以内で編成すること。専門的知識のある正規の職員を配置すること。
- ⑬⑭ 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。学習障害等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ⑬⑮ 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。体罰・いじめ・学校事故等において、重大事態及び当事者が希望する場合には、第三者委員会を設置し、必要な調査・検証を行うこと。

- ⑭ 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、部活動指導員の活用と科学的知見、教育の条理をふまえた指導を重視すること。部活動の成績を教員の人事評価に反映しないこと。
- ⑮ 校則については子どもの意見表明権を大切に、「子どもの権利条約」の立場から見直すこと。人権侵害に当たるような項目は削除すること。
- ⑯ 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。
- ⑰ 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。
- ⑱ 広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くなど、平和の学習を強めること。
- ☆⑲ 大阪・関西万博への遠足については実施しないこと。

## 7 市民の暮らし・営業を守る市政運営を

### ◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と、雇用・労働対策の強化を

- ⑳ 最低賃金は、全国一律時給1500円以上への引き上げを国に求めること。引き上げにあたっては、雇用の7割を担っている中小企業で賃上げができるよう、社会保険料事業主負担軽減等、効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。
- ㉑ 物価高騰対策として、フリーランスなども対象に、事業規模に応じた、固定費を含む中小事業者補助金を創設すること。申請要件を緩和するなど使い勝手の良いものにする。
- ㉒ コロナ禍対応の「ゼロゼロ融資」は別枠とし、新たな融資が受けられるようにすること。「部分保証」を「全額保証」に戻すこと。市に融資窓口を設置し、市が責任を持つ「あっせん融資制度」を復活させること。中小企業団体に経営診断の資格を与えること。中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子の更なる軽減・補給を行うこと。また、返済についても柔軟な対応を行うこと。
- ㉓ 中小企業支援センターを復活し、新型コロナウイルス感染症拡大・物価高騰の影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市が直接、経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策等の部署を設置し、専門相談員を配置すること。
- ㉔ 全ての失業者・転職者・労働者の相談窓口を設置し、懇切丁寧な就労支援を行うとともに、労働相談への対応を強化すること。
- ㉕ 中小企業振興のために以下の内容の具体化を図ること。
  - ・全庁挙げて、京都市職員が直接全ての事業所を訪問し中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。さらに、広く関係者



- の参加と討議を経て、市において中小・小規模事業者の振興計画を立案すること。
- ・市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標率を設定し、その実現を目指すこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内中小・小規模事業者の活性化が図れるようにすること。
  - ⑮ 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。
    - ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
    - ・雇用の継続についての項目を設けること。
    - ・条例の適正な運用を担保するため、立ち入り調査を行える規定項目を設けること。
  - ⑯ 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
  - ⑰ 「宿泊施設拡充・誘致方針」は廃止し、宿泊施設の総量規制を行うこと。既存旅館等への具体的支援を強化すること。
  - ⑱ 雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制の強化を図ること。市独自の雇用創出、企業への雇用要請の取り組みを強めること。
  - ⑲ 高齢者・障害者の雇用対策を強めること。
  - ⑳ 企業立地促進制度補助金については、大企業を除外した制度にすること。“京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト『京都サウスベクトル』”は撤回すること。
  - ㉑ 社会インフラの整備を担う建設業の人材不足は深刻であり、技術力・専門力の強化と、担い手確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。
  - ㉒ 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。
    - ・京都市が指定した伝統産業74品目に関わる実態調査を行うこと。
    - ・喫緊の課題である後継者育成を進めること。伝統産業従事者に直接支援すること。
    - ・販路拡大支援は、大規模な展示会やネットの活用支援だけでなく、自主的に開催されている異業種での新作発表会など小規模な取り組みについても支援を行うこと。
  - ㉓ 西陣織産地の絹織物職人の工賃を引き上げるとともに、以下の点を強化し、総合的な産地振興を図ること。
    - ☆・伝統産業設備改修等補助制度の下限額30万円を大幅に緩和し、軽微な織機などの修繕、部品の調達に活用できる制度とすること。通年で申請できる制度とすること。
    - ☆・シャトル織機の故障対策を確立し、出機・賃織職人も安価で利用できるようにすること。
    - ☆・レピア織機で帯幅にも対応できる研究成果を活かし、産地内の設備設置と技術指導を行うこと。
    - ☆・丹後からのメンテナンス技師派遣に対する交通費等について、府と連携し補助すること。
  - ㉔ 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための育成資金の大幅増額で後継者

育成等支援をさらに進めること。

- ①68 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めるとともに、市独自の需給調整を含めた仕組みを作ること。事実上の大型店誘致政策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。
- ①69 大規模小売店舗・中規模小売店舗設置者に対し、地域団体への加入や協力を求め、「地域・社会貢献実施報告書」の提出は設置から2年に限らず、店舗が営業を続けている間は毎年提出するよう改めること。地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入れ値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。予約相對取引の現状、京都市卸売市場との取引の現状を明らかにすること。
- ①70 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店街の実態調査を行い、小売店・商店街の振興を図るものとする。規模の小さい商店街や、商店街の解散などで、支援が届かない個人商店の実情をつかみ支援すること。
- ①71 中央卸売市場第一市場の再整備については、整備事業費の圧縮に努めること。また、一人ひとりの場内事業者の声を聞き事業者の移転にかかる費用の補助制度を拡充すること。水産棟の使用料の値下げを行うこと。青果棟の使用料は値上げしないこと。
- ①72 買物弱者についての実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。
- ①73 多様化する消費者被害を未然に防止し、相談件数の増加にも対応できるよう、以下の点に取り組むこと。
  - ・京都市消費生活総合センターの相談体制を強化すること。夜間の電話相談も実施すること。
  - ・相談員の雇用形態は会計年度任用職員ではなく正規雇用とすること。
  - ・市民が無料で利用できる「京都市民法律相談」について、相談の枠・体制を拡充すること。
  - ・反社会的カルト団体による被害防止対策を強化すること。

## ◆農林業の振興を

- ①74 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を策定・具体化し、以下の点を推進すること。
  - ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。新規就農者の育成のため、農業振興センターを中心に支援をさらに充実すること。
  - ・直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取り組みを支援すること。
  - ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路開拓、農業施設整備などを強めること。
  - ・共同利用機械の導入支援や、農業機械への支援は更新時も含めて支援すること。中古の機械も対象にするなど拡充すること。兼業農家の営業を支援すること。

- ①75 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。京都市の農業振興センターも体制を強化し、生産者の意向を十分把握し、個々の農家の営農相談、作物の生産指導等を行うこと。
- ①76 「地域未来投資促進法」に基づく、生産緑地・農地を物流センター用地等産業用地に転用する方針は撤回すること。
- ①77 学校給食と連携し、地消地産の農業を促進すること。学校給食における、京都市内食材の利用率を引き上げること。地域食材の利用にあたっては適切な価格で買い取ること。
- ①78 種子法復活を国に求め、京都府にも種子条例創設を求めること。改正された種苗法をもとに戻すよう国に求め、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。種苗の価格高騰対策を強化すること。
- ①79 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。
- ①80 市内林業の振興を図るために以下の取り組みを進めること。
  - ・林業の担い手確保、所得補償等、地位向上を図ること。
  - ・製材所の悉皆調査を行い、国産材の流通の現状を把握し改善を講じること。

## 8 ジェンダー平等社会の実現をめざして

- ①81 ジェンダー平等を本市のあらゆる施策の根幹に据えること。男女共同参画にとどまらずジェンダー平等を推進するために条例を制定し、施策を推進する局を新設すること。
- ①82 男女共同参画センター（ウイングス京都）は廃止しないこと。DV対策、女性支援、ジェンダー平等を推進する施設として、体制と機能を強化すること。施設整備の計画的実施を行うこと。運営等に営利企業を参入させないこと。
- ①83 令和4年11月市会における「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」の採択も踏まえ、市として女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国に求めること。
- ①84 第5次男女共同参画計画の推進について、以下の取り組みを強化すること。
  - ・国に対してILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准するよう求め、ハラスメント根絶に向け、実効ある対策ができるよう引き続き法改正を求めること。
  - ・市職員の同性パートナーを家族と認め、異性夫婦と同等の手当等の支給をすること。民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。
  - ・男性の京都市職員・教職員の出産補助休暇を拡大し、取得目標を定めること。育児

休暇の取得目標は大幅に引き上げ、さらに取得日数の目標を定め、早期に達成すること。

- 女性幹部の登用率を高めること。誰もが働きやすい職場をつくるため、職員の定数増と労働時間の短縮で長時間過密労働を是正すること。
- 審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
- 性的少数者の権利保障に取り組むこと。
- L G B T Q + / S O G I の当事者及び支援者等を含め幅広くアンケート等を行い、意見要望を継続的に聴取し、施策に反映すること。常設の「専門相談窓口」「コミュニティスペース」を設置し、臨床心理士の資格を持つスタッフを常駐させること。
- パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、人権・個人の尊厳を守る立場から、同性婚を認めるよう国に対して求めること。
- パートナーシップ宣誓制度は、当事者の声を聞き、さらに利用しやすい制度へと改善すること。新たにファミリーシップ宣誓制度を導入すること。
- 多機能トイレの未設置の市施設を明らかにし、すべての施設に設置すること。
- 公共施設の女性トイレの設置数を増やすこと。

☆<sup>185</sup> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律にもとづき、京都市独自の支援計画を作ること。区役所・支所にも相談窓口を設置し、正規の女性相談支援員を配置すること。京都市女性のための相談支援センター（みんと）の周知徹底を行うこと。SNS等でも相談できる体制を確立すること。

<sup>186</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、以下の点に取り組むこと。

- 学校教育の場で科学的な包括的性教育を導入し、子どもの権利条約やジェンダー平等、人権尊重の立場で教育内容の充実を行うこと。
- すべての公共施設のトイレに生理用品を備え付けること。

<sup>187</sup> D V ・性暴力の対策を強化すること。

- 民間シェルターへの補助を拡充すること。市独自でも公的シェルターを設置し、被害者が安心して過ごせる住宅環境を保障すること。市として住居の保証人となるなどの支援制度を創設し、セキュリティーの高い住居への転居費等の助成金を創設すること。
- D V 相談支援センターや犯罪被害者支援センターの相談の増加に見合う体制や処遇改善、相談時間、継続的支援の拡充を行うこと。
- デート D V、性暴力や性虐待、中絶や緊急避妊薬等、中高生や若者への教育・啓発活動を強めること。
- 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、ワンストップの継続的な支援体制を確立すること。京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都 S A R A へ、京都市も財政支援を行うこと。

- ・加害者に対し、研究者とも連携し、加害者プログラムにつなげること。加害者更生支援の専門機関を創設すること。
- ①88 女性や若者の自殺対策を強めること。

## 9 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ①89 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生等を生まず、安心して学べる環境のために以下の対策をはかること。
  - ・市独自の給付制奨学金制度を創設すること。
  - ・大学支援にとどまらず、学生への直接支援（テキスト代、家賃補助など）に取り組むこと。
  - ・市立芸術大学について、学費減免・納付猶予にとどまらず入学金や授業料の無償化に取り組むこと。市の責任で球技のできる野外グラウンドの確保や購買部の設置を行うこと。
  - ・大学のまち京都として、地下鉄定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。高校生の定期券割引率も引き上げること。
- ①90 青少年活動センターを全行政区・支所単位に設置すること。
- ①91 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。
- ①92 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者の正規雇用化をすすめること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。
- ①93 違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。
  - ・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局・府との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。
  - ・就職活動におけるハラスメント対策を強化すること。
  - ・京都市として独自に学生の生活、アルバイトや非正規労働者の実態調査を行い、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。
  - ・高校生・専門学校生・大学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法の教育を行うこと。特に大学・専門学校の新入生に対して、労働法についてのガイダンスを行うよう大学・専門学校に申し入れること。
  - ・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実を進めること。
- ①94 「京都府就労・奨学金返済一体型支援事業」へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。
- ①95 府の「就労・奨学金返済一体型支援事業」における従業員負担分を肩代わりするなど奨学金返済支援を独自に行うこと。

## 10 文化・芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

- ①96 「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」は、文化芸術関係者自らが資金を集める仕組みを改めること。通常支援型について、予算規模と支援の枠を抜本的に拡大すること。審査内容を公開すること。
- ①97 文化芸術関係者へのニーズをつかむヒアリングや実態調査を行い、京都市の文化政策に反映させること。芸術系学生へのアンケート調査を行うこと。
- ①98 京都市美術館の運営にあたっては、以下の項目に留意すること。
- ・直営を堅持し、指定管理者制度は導入しないこと。
  - ・公営美術館として、企業の利益を優先する運営はおこなわないこと。学芸員は直営の正規職員を増やすこと。
  - ・入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料には、減免制度を設けること。会議室等を安く使えるようにすること。
  - ・付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。
- ①99 京都会館の利用料を値下げすること。
- ②00 音楽、ダンス、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう、以下の点に取り組むこと。
- ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、小・中・高校生の料金は無料とすること。
  - ・京都市交響楽団員による小中学校への巡回演奏もおこなうこと。
  - ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業等は学校公演を増やすこと、文化芸術関係者の仕事創出につながるよう、京都の音楽・ダンス・演劇・伝統芸能関係者等と連携し進めること。
  - ・市の文化施設のバリアフリー化、多機能トイレの設置を急ぐこと。
  - ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ②01 球技やスケートボードをはじめ、市民が予約不要で気軽に利用できるスポーツ施設・公園を増やし充実を図ること。全行政区に地域体育館を設置すること。
- ②02 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員体制、市民から寄せられる相談・要望については、指定管理業者任せにせず、市が責任を持って対応すること。地域体育館の管理事務所等には施設ごとに複数の人員を常駐させること。バリアフリー化と多機能トイレの設置を急ぐこと。
- ②03 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。

- ・当面、屋外トイレの改修については、再整備を待たず早急に行うこと。
- ・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。
- ②04 文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し拡充すること。「京都市キャンパス文化パートナー制度」については、スポーツ施設などにも利用を拡大するとともに、京都市美術館の企画展も対象とすること。
- ②05 学区ごとに、市民が無料または低料金で気軽に使える集会所・公民館をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。
- ②06 いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。使用料金を引き下げること。すべての施設にエレベーターと多機能トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。市営住宅団地再生計画に伴う左京東部、岡崎いきいき市民活動センターを廃止ではなく改修・改築し存続すること。

## 11 平和行政、人権保障と公正な市政運営を

- ☆②07 2025年は被爆80周年にあたり、戦争や被爆の実相を語り継いでいくために、京都市でも被爆者・戦争体験者の語り部事業を行うこと。広島市の被爆伝導者派遣事業への要請も行うこと。平和行政をさらに推進すること。
- ②08 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務である自衛隊への個人情報提供はやめること。
- ②09 「ヘイトスピーチ規制条例（仮称）」をつくること。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの根絶のために、国に人種・民族的属性・外国人であることを理由にした差別的な取り扱いを禁止する立法を求めること。SNS、ネット上でのヘイトスピーチを規制する対策をとること。
- ②10 反社会的カルト集団・統一協会（世界平和統一家庭連合、関連団体含む）については市としての一切の関係を持たず毅然とした対応をとること。相談窓口の体制強化、ならびに被害を防止するための啓発強化に取り組むこと。
- ②11 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み、部落差別を固定化する危険性があることから、京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。
- ②12 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。

## 12 安心して住み続けられるまちづくりを

- ⑳ 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」、旅館業法に基づく「ホテル・旅館」・「簡易宿所」について、以下の内容を含む条例改正を行うこと。
  - ・全ての宿泊施設に管理者常駐を義務づけること。
  - ・木造住宅密集地、住居専用地域、路地奥、社会福祉施設・学校等の周辺での立地を規制すること。
  - ・連棟における「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。
  - ・近隣住民等から求められた際の協定書を義務規定とすること。
- ㉑ 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。
- ㉒ 旅館業・住宅宿泊事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。近隣住民から要望がある場合には、市職員が説明会や話し合いなどの場に立ち会うこと。
- ㉓ 「新景観政策」を壊す大企業呼び込み型規制緩和・開発はやめ、良好な住環境と景観を維持すること。
  - ・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。
  - ・高さ・容積率の規制緩和をやめること。
- ☆ 低層の住宅群が密集するエリアについては、実態に即してダウンゾーニングを行い、良好な住環境を維持すること。視点場を増やし、将来的に、五山の送り火や京都三山の山並みが見える環境を維持すること。
- ☆ 山科・醍醐のまちづくりについては、規制緩和や大型開発ではなく、住民の声を反映させ、市民の暮らしを豊かにするものとする。
  - ・相国寺北門ホテル建設計画の特例許可を撤回すること。
- ㉔ 世界文化遺産のバッファゾーンにおけるホテルやマンション建設等については規制緩和を伴う特例措置を行わないこと。
- ㉕ 「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」を改定し、市民が意見を述べられる市民参加の仕組みを設けること。
- ☆㉖ 世界文化遺産「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値に対する重大な影響が懸念される計画等に関して、中止あるいは是正措置を行うこと。
  - ・世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。
  - ・世界遺産下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。
  - ・世界遺産仁和寺門前ホテル建設計画の特例許可を撤回すること。
- ㉗ 危険家屋対策については以下の内容を行うこと。
  - ・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体



- 策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。
- 危険家屋の老朽木造建築物除却事業の対象範囲を広げること。
- ②① まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の義務づけ、周知範囲の拡大、建築物の種類・規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。
- ②② アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。
- アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、補助制度の充実を国に求め、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。
  - 市としてアスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
  - 建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。
  - 「アスベスト調査台帳」の整備をきめ細かく進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。
- ②③ 低所得者に対して、民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- ②④ 市営住宅については、憲法に基づく「人権としての住まい」に対する自治体の責任を果たし、以下の改善を行うこと。
- 不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。現在の管理戸数を減らさないこと。
  - 京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。
  - 公募戸数を増やし常時募集にすること。とりわけ、単身者向けの公募戸数を増やすこと。
  - 市営住宅団地再生事業において、住戸面積については、水準を引き下げず「住生活基本計画」における誘導居住面積を指針とすること。管理戸数を減らさないこと。跡地の売却、定期借地等の処分をしないこと。公共用地として活用する場合においても、周辺住民の声を聞き、要望に応じて活用を検討すること。
  - 市営住宅の低収入減額（家賃減免）制度を元に戻すこと。豊かな住まいを提供する公営住宅の責務を果たすため、家賃を引き下げること。
  - 市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。単身者の入居基準から年齢基準を外すこと。
- ☆ 民間不動産事業者への市営住宅の貸出をやめ、「若者・子育て応援住宅」については事業を見直し、京都市が直接行うこと。
- 市営住宅の大規模改修については、計画を立て、全ての施設を対象に全面的改修を

進めること。

- 遅れている市営住宅の耐震改修については早急にすすめること。
- エレベーター設置を早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。
- 畳・浴室折り戸の改修・取り替え、シャワー設置を全額市の負担で進めること。
- 障害者向け住宅については、全額市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- 市営住宅の指定管理者制度導入をやめ、民間任せにせず市が公的責任を果たすこと。
- ②⑤ 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。
- ②⑥ 洛西地域のまちづくりについては、住民が切望している交通、日常の買い物場所の確保などまちづくりにおける根本問題を解決すること。総合病院の存続について責任を持って対応すること。
- ☆②⑦ ラクト・健康文化館の売却は中止し、京都市の責任で運営を再開すること。
- ②⑧ 京都市過疎地域持続的発展計画においては、産業・交通・水道分野にとどまらず、医療、保育、教育分野についても支援を強化すること。
- ②⑨ 「京都市緑の基本計画」に掲げた2025年目標達成と、都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど年次計画を策定し、京都市の責任で公園の整備を促進すること。
- ②⑩ 公園の維持管理の予算を抜本的に増額し、京都市が直接責任を持つこと。定期的な除草や樹木の剪定などの回数を増やすこと。
- ②⑪ 公園の整備にあたっては、Park-PFI方式は採用しないこと。Park-UP事業はやめること。
- ②⑫ 公園の老朽化トイレについては、改修予算を増額し、改修箇所数を増やすこと。トイレトーパー設置箇所を増やすこと。

## 13 大型公共工事を見直し、生活道路優先の道路環境整備を

- ②⑬ 鴨川東岸線第三工区及び京都駅新橋上駅舎・自由通路事業は直ちに中止し、北陸新幹線京都地下延伸計画、堀川通地下バイパストンネル計画、国道1・9号線バイパス計画の推進方針は撤回すること。その他の投資的経費についても、より厳しく査定し、既存施設の維持・補修・耐震化の予算を拡充すること。
- ②⑭ 遅れている通学路の安全対策を緊急点検に基づいて早急にすすめること。通学路のブロック塀の安全対策については最後まで責任を持ってすすめること。
- ②⑮ バリアフリー化をすすめるための予算を増額し、住民からの要望がある箇所の歩道を改善すること。
- ②⑯ 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）については、ベビー

カーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、強く国に働きかけることを含め、対策をとること。

- ②37 土木みどり事務所の予算を増額すること。生活道路の補修・改善や街灯設置をすすめること。街路樹剪定回数を増やし根上がりなど歩道環境改善・整備をさらにすすめること。
- ②38 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ②39 私道の舗装整備助成についてはさらに要件緩和と補助率を引き上げること。上下水道局とも連携してL型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。その他の側溝についても対象とすること。市民からの要望に応えられるよう、事業全体の予算を拡充すること。

## 14 いのちの水を守る上下水道事業の充実を

- ②40 京都府の広域化計画に与せず、上下水道事業の効率化推進計画における民間活力の導入はストップすること。運転管理業務は事業運営の根幹にかかわる業務であり直営に戻すこと。
- ②41 物価高騰対策として市民生活支援のため、上下水道基本料金を減免すること。
- ②42 水道料金・下水道使用料の福祉減免制度を創設すること。支払猶予制度を継続すること。
- ②43 下水道事業への企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止はやめること。
- ②44 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。
- ②45 公営企業に押し付けられている「独立採算制」をやめるよう国に求めること。高金利債の借り換えについても、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を国に求めること。
- ②46 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。
- ②47 料金滞納者に対して、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水停止は行わないこと。
- ②48 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度を引き続いて国に求めること。
- ②49 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度を拡充・普及すること。公共施設等に積極的に導入すること。
- ②50 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された敷設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。1962年以降の開発行為における共同排水設備については、定期的な清掃を行うとともに、独自補助制度を創設

すること。

- ②① 琵琶湖が放射能汚染された場合について研究を進め、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。
- ②② 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。公営企業における消費税は適用除外とするよう、国に求めること。

## 15 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

- ②③ 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。
- ②④ 全行政区に京都市地域公共交通計画の協議会（部会）を設置し、住民の意見を反映させ、市民の足を守るものにする。
- ②⑤ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を行い、自動車分担率をさらに引き下げること。
- ②⑥ 交通不便地域対策は、京都市が責任を持って重点政策として取り組むこと。住民の運動を引き続き支援すること。民間事業者に対しても、交通不便地域での増便、路線の充実を支援するとともに、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額する等の支援を強めること。国に支援を求めるとともに、京都市としても公共交通全体が充実するよう支援すること。
- ☆②⑦ 民間交通事業者との懇談を定期的に行い、民間赤字路線の運賃値上げ回避のため、国の支援を得て、京都市としても、民間事業者の赤字路線についての補助要件・予算の拡充を行うこと。
- ②⑧ 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、すべての鉄道駅等とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。重点整備地区についても長期間経過したものについては改めて見直し・改善を行うこと。
- ②⑨ 市民の交通権を保障するため、ダイヤ・系統路線の充実で交通不便地域を解消すること。

### ◆市バス・地下鉄の改善を

- ②⑩ 民間バスの参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。
- ②⑪ 公営バス事業に対する補助制度を確立するよう国に求めること。
- ②⑫ 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。
- ②⑬ 調整区間の運賃改定は撤回すること。独立採算に拘らず、かつて実施していた、車

両購入や生活路線維持補助など、一般会計からの繰り入れを行い、市バス運賃の値上げ方針は撤回し、値下げすること。バスの均一区間を市内全域に広げること。

- ②64 住民から要望のあるバス路線を設定すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便性の向上を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ②65 地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。
- ②66 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料とすること。
- ②67 バス待ち環境を改善するため、ベンチ・上屋、接近表示機等の設置箇所を増やすこと。設置困難箇所についての研究をすすめること。
- ②68 点字ブロックの敷設や歩道の整備、バス停の安全対策など、全バス停のバリアフリー化を全庁支援のもとで促進すること。
- ②69 バス停と横断歩道が近接している「危険バス停」について、道路管理者等と協議し早急に解消すること。
- ②70 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。
- ②71 「管理の受委託」は撤回し、直営の市バス路線を拡大すること。委託先労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに安全対策についても直営と同じ対応をすること。
- ②72 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承をはかるため、整備士の計画的採用・養成を進めること。
- ②73 回送バスを減らし、営業運転に転換すること。
- ②74 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。
- ②75 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。
- ②76 痴漢対策は、通年の取り組みとしてさらに強化すること。
- ②77 バス一日乗車券を復活し、料金を下げること。
- ②78 地下鉄全駅のトイレ個室ごとに、生理用品を配備すること。
- ②79 地下鉄全駅構内に、授乳スペース（個室ベビーケアルーム）を設置すること。

## **日本共産党京都市会議員団**

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222 - 3728 FAX 211 - 2130

HP : <https://cpgkyoto.jp>

E-mail : [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)